

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年11月11日	不動産番号	4405000078009
地図番号	Q3-42	筆界特定	余白		
所在	亀田郡七飯町字本町	余白			
	亀田郡七飯町本町四丁目	平成19年11月5日変更 平成19年11月5日登記			
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
183番6	原野	217		183番4から分筆 〔昭和54年2月8日〕	
余白	宅地	217.79		②③昭和54年4月23日地目変更 〔昭和54年4月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年11月11日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年7月10日 第3976号	原因 昭和54年6月18日売買 所有者 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 年金福祉事業団 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年11月11日
2	所有権移転	平成17年3月29日 第6651号	原因 平成13年4月1日年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第1条第1項により承継 所有者 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 年金資金運用基金
3	所有権移転	平成17年3月29日 第6652号	原因 平成17年3月16日売買 所有者 茅部郡森町

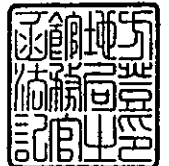


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年6月21日
函館地方法務局

登記官

加藤 正 明



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D40206 (1/2)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年11月11日	不動産番号	4405000078010
地図番号	Q3-42	筆界特定	余白		
所在	亀田郡七飯町本町		余白		
	亀田郡七飯町本町四丁目		平成19年11月5日変更 平成19年11月5日登記		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
183番7	原野	217		183番4から分筆 〔昭和54年2月8日〕	
余白	宅地	217	50	②③昭和54年4月23日地目変更 〔昭和54年4月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年11月11日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年7月10日 第3976号	原因 昭和54年6月18日売買 所有者 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 年金福祉事業団 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年11月11日
2	所有権移転	平成17年3月29日 第6651号	原因 平成13年4月1日年金福祉事業団の解 散及び業務の承継等に関する法律第1条第1 項により承継 所有者 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 年金資金運用基金
3	所有権移転	平成17年3月29日 第6652号	原因 平成17年3月16日売買 所有者 茅部郡森町



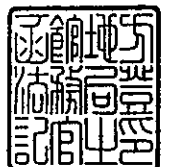
これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年6月21日

函館地方務局

登記官

加藤 正 明



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D40206 (2 / 2)